

# 行為の形式的原理とその表現

丸 山 豊 樹

- 1 行為の形式
- 2 ノルムと存在
- 3 ノルムの形式化
- 4 カントの原理の証明
- 5 ノルムと普遍性
- 6 形式と本質

## 1 行為の形式

人間における行為の決定は、その行為の内容に応じて、異なる側面から取り扱うことができる。行為が心理現象との関連において考察されるのであれば、それは心理学的に研究されるし、経済的な行為は、経済学的に把握される。したがって行為の決定といっても、当面の課題においては、その内容はおのずから限られてくるのであって、それを一言で表わせば、その決定とは実は行為の形式的決定のことであると言ってよいであろう。形式的とは実質的なものに対して考えられるのであるから、それは行為の哲学的研究と考えてもよいであろう。しかしその内容は行為の科学的研究と密接な関係を有しているので、それらの間に明確な区分を設けるのは、容易であるとは限らない。今日行動科学と呼ばれているものは、哲学的なものをむしろ科学的なものに吸収しようとする意図を有しているようにも思われるのであって、それは行為の科学的研究が重視されねばならないことを示しているよい例である。

行為の哲学的研究は、伝統的に倫理学において進められてきたが、その形式的、論理的な側面を重視する性格から、論理学およびそれを媒介として、容易に科学的研究に結びつくことができたのである。そしてその実質的進歩は、実は行為の科学的研究において既に挙げられた成果を顧慮することによって、古典的な哲学的倫理学の性格を一変させたのである。その成果とはゲームの理論であり、決定理論であった。行為の形式的、論理的側面は、科学的なものとの接触を重んじる英米の分析哲学において、一方においては deontic logic として、他方においては logic of preference として展開されたのである。そしてこれら2つの形式的側面は、統一されているわけではなく、独自の展開を遂げつつあるように思われるのである。

ここで主として取り扱うのは、deontic logic における形式的な原理とその表現、すなわち具体的な解釈の関係である。deontic logic は通常「義務論理学」あるいは「規範論理学」などと訳されている。言葉の直接の意味からすれば、このように訳す以外にないかもしれないが、義務や規範などという言葉は、その概念内容があまりに強く限定されすぎていて、deontic logic の内容に誤解を与えるように思われるので、ここでは deontic logic という言葉をそのまま使うことにする。ロス (A. Ross) は、deontic logic という言葉の代りに、logic of directives, または directive logic という言葉を用いるほうが正しいと言っているが、この提案はもっとものように思われるのである。<sup>(1)</sup>

deontic logic の創始者フォン・ライト (G. H. von Wright) は、最近の論文において、許可 (permission) や選取 (preference)<sup>(2)</sup> などの概念によって、内容が豊かになった行為の論理は、巧利主義的倫理学に関係している概念や問題を言い替えたり、あるいは取り扱ったりする枠として、適しているように思われる、<sup>(3)</sup>と言っている。ライトがここで同時に論じている deontic logic と選取の論理は、ともに分析哲学的思想圏において発展させられてきたのであるが、形式的な側面を重視するにもかかわらず、しかもなおライトの言うように、巧利主義的倫理思想ともっとも密接な関係を有しているのである。そしてこれは決して軽視できない影響を、その形式的側面に与えているのであって、実はそれがこ

れら形式的理論の性格の決定に重要な役割を演じているのである。

科学や哲学において、価値的なもの、評価的なものを、事実にものに対して、どのように取り扱うのがよいかという問題は、古くから存在したにもかかわらず、根本的な解決の困難な問題であった。科学から、評価的、価値的なものを排除せねばならないという主張は、しばしばなされてきた提案であって、科学主義的哲学によって好まれるものである。今日でもこの問題の解決は決して容易ではないけれども、価値的なもの、評価的なものの有する意義の重要性が、種々の観点から見直されつつあるように思われるのである。純然たる物質の科学ないしは哲学にとっては、価値的なものは異質的な存在にすぎないかもしれないが、こと人間の行為に関する限りは、それを取り扱おうとする科学や哲学の本質の中に、価値的なものが入りこんでいて、それだけを取り除くことはできないであろう。ゲームの理論は人間の行為の合理性の一面を、数学的に分析することによって確立されたのである。人間が合理的に行動する場合の基準は、自動的に人間の行為を引き起こすのではなくて、むしろその基準を、人間がそれとして評価し、それに従うことによって、合理的な行為がなされるのである。そしてそのゲームの理論は、効用 (utility) の概念の基礎の上に展開されているのである。そしてその効用の現代的理論は、選取の概念に基づいているのである。<sup>(4)</sup>そして選取とは評価的な行為を含む概念なのである。

## 2 ノルムと存在

人間の評価的行為を規制するものの1つとしてノルム (norm) が存在する。ノルムも通常規範などと訳されるが、規範という言葉は前の場合と同様に、必ずしも適切でないと思われるので、以下においてはそのままノルムと呼ぶことにする。ライトによると、deontic logic とは、行為 (Action) や生活の可能性の、normative な秩序 (order) の見地からなされる論理的研究である。<sup>(5)</sup>そしてライトの言っている可能性とは、人間性の法則をも含めた、自然法則の限界内での可能性のことであって、それは記号的に 'M' で表わされる。ここに言われている人間性の法則とは、たとえば心理学的な法則のように、人間に関して

成り立つ法則のことである。これに対して normative な秩序の限界内における可能性という概念は、やはり記号的に 'P' で表わされる<sup>(6)</sup>。この 'P' によって表わされる可能性は、通常「許可」、「許される」を意味するものと解釈される。それは自然法則に違反しない範囲内での可能性という意味をも含んだ、より広い意味における可能性であると考えてよいであろう。そしてより広い意味における可能性という言葉の中の、より広い意味といわれるものの中に、さらにどのようなものが含まれているのかが、実は問題なのである。normative な秩序とは、ライトによれば、具体的には法秩序や moral code や良心のようなものと解釈されるのである。このようなものとしての normative な可能性が、自然法則的な可能性に違反しないことは、任意の命題を記号的に  $a, b, c, \dots$  などと表わすと、

$$Pa \rightarrow Ma \quad (1)$$

で表わされる。あるいはこれは normative な可能性が、自然法則的な可能性に依存していることを示していると言ってもよいであろう。すなわち自然法則的な可能性に反する行為は、許されない、あるいは禁じられていることを、これは意味しているのである。そしてライトは、(1) を承認することは、それよりむしろより強い形の、その変形「べきはできるを内含する (ought implies can)」を受け入れることと、実は同等なのであると言っている。「べきはできるを内含する」という定式は、「なすべきであるがゆえに、汝はなしうる」というかの有名なカントの言葉と同じ形のものと考えられ、これをカントの原理と呼ぶ。「べき (ought)」または「義務 (obligation)」を 'O' で表わすと、カントの原理は

$$Oa \rightarrow Ma \quad (2)$$

と定式化することができる。この (1) と (2) の関係については、後にまた触れる。

(1) の逆が成り立たないことを主張するのが、存在 (being) とノルムを区別し、存在からノルムを導き出すことは不可能であるとする、これもまた有名なヒュームの立場である。(1) の逆は認めないにしても、(1) それ自身を認め

るのは、存在とノルムの独立性を主張するヒュームの立場と矛盾するように思われるかもしれない。この点に関してライトは、(2)によってノルムから命題(それは存在に関係するものであるが)が導き出されるのではなくして、(2)の前件  $Oa$  は、これこれの内容のノルムが存在するという意味の、norm-proposition であると考えれば、(2)はヒュームの考えと矛盾しないと言っている<sup>(8)</sup>。

存在とノルムの関係をどのように考えるにしても、何を根拠にしてその相互関係のありかたが、想定されるに到ったかをさらに立ち入って考察するのは、決して無意味なことではないであろう。またその想定の結果としていかなる帰結が、そこから引き出されるかを考えるのも有効な方法である。そこでもし主張されているように、存在とノルムが全く無関係であったら、この世界には存在とノルムがそれぞれ閉じた領域を形成していることになる。しかし全く無関係な世界が並列して存在することを、はたして認めることができるであろうか。我々はそれら2つの世界の性質をよく知らないところから、そのような考えが出てくるのではあるまいか。ノルムが存在の世界の中に現われてくるという事実は、この2つの世界を結びつける何かがあるということではないであろうか。ノルムと存在が無関係であるというのは、ある面から見れば、この2つの世界の関係はそんなに密接ではないということであるが、しかしそれはあくまでもある1つの面から見た関係でしかないのであって、それがすべてではないであろう。人間の行為を規制し、拘束するノルムが、自然法則的な可能性によって制約されていることを意味するのが、(1)または(2)である。人間の評価的な行為が、我々の身体ないしは意識との関連において存在することができるということは、決して無視してよいことがらではないであろう。むしろだからといってノルム的なものが、存在によって決定されてしまっていると考えする必要は少しもない。そのように考えるのは事実と反するのであって、そこまで主張するのは正当とは言えないであろう。

存在とノルムの間の何らかの形関係を想定することによって、それを手掛りとしてその関係のさらに詳細な内容を知ることができるのである。そのため

に我々は、いわば仮説としてそのような関係の存在を仮定したのである。それは何も絶対的に確実な知識ではない。哲学においても、科学におけるのと同様に、絶対に正しい知識から出発することは不可能であろう。したがって我々は存在とノルムの間のある関係をかりに想定することによって、さらに前進を続けようと言うのである。相互関係の有無は研究の結果として知られるのであって、それで十分なのである。ノルムと存在との関係のルーズな側面としては、道徳的判断と事実判断との関係が挙げられよう。この場合には、確かにノルムの真偽は、事実判断によって判定されるものではない。その点においてはそれらは無関係であるのは確かだと言ってよいであろう。このような事実に基づいて、道徳的判断に認識としての性質を認めず、それをいわば感情に還元されるものと考えたのが論理実証主義であった。この立場は多くの批判を受けて、極端な形におけるその主張を支持する人は、今日では多いとは言えない。がしかしそれが全くの誤りであることが証明されているわけでもないことは、特に強調されねばならないことであると思われる。道徳的判断が科学的な意味における真偽とは、本質的に異なる地盤の上に立つものであることは、論理実証主義の出現をまつまでもなく、実はよく考えれば明らかなことである。そして常識ないしは多くの哲学は、この道徳的なものの特質に気づきながらも、結局はそれに自然法則と同じような普遍性が存在しなければならないとする考えを暗々裏に抱いており、それは論理実証主義と基本的には同じ態度であると言ってもよいのである。カントの哲学はそれのよい例である。論理実証主義もカントの哲学も、科学的な普遍性を持たないものは価値がないと考える点においては、さして異なっていないのである。

評価的なもの、ノルム的なものの正当な位置づけが、これらの立場とは別になされうることが、現代の行為の形式的研究をとおしてうかがわれるのである。そしてそれを予想させるのが、(1)や(2)によって表わされる可能性の間の形式的な関係である。このような関係は1つの予想であって、まだ証明されたわけではないが、ノルムと存在との間に成り立つと思われる基本的な関係である。

### 3 ノルムの形式化

ノルム的なもの、評価的なものと存在との関係を知るためには、(1) および (2) を形式的な体系の中に含んでいる、deontic logic の構造に立ち入って検討する必要がある。ライトによると、許可には無条件的 (unconditional)、絶対的な許可、すなわち義務や禁止 (prohibition) と、条件付きの、あるいは仮定的 (hypothetical) な許可の区別を考慮することができる。<sup>(9)</sup> このように考えることによって、ノルム的なものを、行為の可能性という統一的な見地から、一般的に把握することができるのである。そしてこのような行為の可能性と、自然法則的な可能性との間の関係を知れば、人間の行為の有する意義がさらに細かく規定できるであろう。そこで定式 (1) および (2) の形式的証明を検討してみよう。<sup>(10)</sup>

まず通常の命題論理学の成り立つことが前提される。‘*N*’, ‘ $\vee$ ’, ‘ $\wedge$ ’ はそれぞれ命題の「否定」、「選言」、「連言」を表わす演算子とする。否定記号は通常 ‘ $\neg$ ’, ‘ $\sim$ ’ など表わされるが、否定記号が続いて現われてくる場合には、括弧が重なって不便なので、ここでは ‘*Na*’ のように ‘*N*’ を用いることにする。さらに様相論理学も部分的に成り立つことが前提されているものとする。このとき無条件的可能性、すなわち「必然」を演算子 ‘*L*’ で、条件付可能性、すなわち通常の「可能」を ‘*M*’ で表わす。通常の (述語) 論理、様相論理、deontic logic の間には、それらの諸様相の間に

{	all	—	some	—	none
	necessary	—	contingent	—	impossible
	obligatory	—	indifferent	—	forbidden

のような対応関係が存在する。<sup>(11)</sup> なおこの中の「無差別 (indifferent)」は、選取の理論においても現れる様相であって、この様相を介して deontic logic と選取の理論を結びつけることもできよう。

様相論理の公理としては

$$L: La \rightarrow a$$

$$L_2 \quad L(a \rightarrow b) \rightarrow (La \rightarrow Lb)$$

の2つが採られる。 $L_1$ は「必然的なものは真である」と読まれるし、 $L_2$ は「必然的な命題によって必然的に内含される命題は、また必然的である」と解釈することができよう。様相論理の推論規則としては

$$R_L \quad a \rightarrow La$$

が採られる。 $R_L$ は「 $a$ が体系の法則であれば、 $La$ も体系の法則である」と読まれる。これに対して命題論理の推論規則は分離規則 (detachment rule) である。分離規則は「 $a \rightarrow b$  および  $a$  がともに体系の法則であれば、 $b$  もまた体系の法則である」という通常の三段論法<sup>(12)</sup>の推論規則である。

ところでこれらの推論規則に対応する deontic logic の推論規則はどのようなであろうか。形式的に  $R_L$  に対応する

$$a \rightarrow Oa$$

は、「ある種の行為がなされたという命題が論理法則を表わすならば、そのような行為をするのは道徳的義務であるという命題も論理法則である」と解釈される<sup>(13)</sup>。もしこれを deontic logic の推論規則として認めるならば、たとえば「私は外出するか、しないかのどちらかである」という命題は論理的真理であるから、「外出するか、しないかのどちらかは、私の道徳的義務である」という命題も道徳的真理であることになる。しかしながらこのようなものを道徳的真理として認めることは、とうてい不可能であろう。したがって  $R_L$  に対応する

$$a \rightarrow Oa$$

を deontic logic の推論規則として認めることは、不適當であるということになるであろう。

様相論理の推論規則と、deontic logic におけるそれが、異なる性格を有することが上の例によってわかるのであるが、これは自然法則的な真理（ないしは客観性）と、ノルム的なもの、あるいは道徳的なものにおける客観性が、本質的に異なる性格のものであることを示していると考えることができよう。科学的真理と道徳的真理（もしこのようなものがあれば）は異なるであろうというこ



とはしばしば想定されている。そして論理実証主義は道徳を感情に還元しようとしたのであった。しかしながら上例のような推論規則の異質性という論理的な問題において、両者の論理構造が異ならねばならないことが論理的に理解できるのである。そしてそれは感情とは何の関係もないことを客観的に示していると解することができるのである。ここに用いた客観性という概念には、論理的なものも含まれているのである。自然と人間の行為という2つの異なる領域は、それぞれ異なる客観性を有しているのものであって、自然法則的な客観性の基準をもって人間の行為を判断するのは意味をなさないことを、この例は示していると言ってよいであろう。論理実証主義は両者の異質性を主張した点においては正しかったのであるが、道徳的なものを感情に還元する点においては誤っていたのである。論理実証主義ないしはそれを受け継いだ分析哲学の、この点における誤りを論理的に指摘できなかつたために、その批判者の批判が論理実証主義的な考えを、完全に克服することは不可能であったのである。そしてカント哲学にもこの論理実証主義と、実は観点を同じくするものがあることは前述したとおりである。したがって論理実証主義に対する批判は、カント哲学にもやはりあてはまるのである。「汝の行為の格率が、自然法則と同様に普遍的であるかのように行為せよ」というカントの定言命法は、上述の理由によって、人間の行為には普遍的にはあてはまらないことが、論理的に明らかであろう。人間の行為に普遍的に妥当するのは、かかる規則ではありえないのである。

そしてこの推論規則の事例は、また価値的なものの相対性という問題にも示唆を与える。科学的真理の絶対性に対する道徳的、価値的なものの相対性ということが言われてきた。科学的真理に相当するものが、道徳的領域に存在しないことから、道徳的なものは科学的真理のように絶対性を持つものではなく、時代により国によって異なる相対的なものであって、客観性を有しないと考えられてきた。しかし上の推論規則の例によって、道徳的領域は、科学的な領域と異なる論理法則に支配されることが理解できるのであって、それは道徳的なものの相対性とは何の関係もないことなのである。もちろんそれだからといって、科学的真理のように、何か絶対的な道徳法則のようなものが存在する、と

言っているのでもないことは断わるまでもないであろう。科学的法則と比較して、それと同じ意味で絶対とか相対とか言うのは意味がないことが、上の例によってわかっているからである。行為の領域内には科学的法則のような絶対的法則が存在する必要はない、いやむしろあってはならないとさえも言えるのである。そのような絶対的法則の支配する領域には、人間の選択的行為が介入する余地は存在しないのであって、そのような法則の存在しない場合にのみ人間の評価的行為は可能なのである。ただ科学的法則は我々の行為の基盤に存在して、それを支える基礎となっているのである。むしろ行為の中にも科学的法則と称してよいものが存在するのは当然であるが、行為の決定そのものは科学的法則だけによってなされるのではない。そこにノルム的なもの、評価的なものの独自の領域が存在するのである。

次に deontic logic において採用されるのは、次の4つの公理である。すなわち

- $O_1 \quad O(Oa \rightarrow a)$
- $O_2 \quad Oa \rightarrow Pa$
- $O_3 \quad O(a \rightarrow b) \rightarrow (Oa \rightarrow Ob)$
- $O_4 \quad L(a \rightarrow b) \rightarrow (Oa \rightarrow Ob)$

様相論理においては、 $L$  と  $M$  は、 $Ma = NLNa$  なる定義によって結ばれていたが、deontic logic においても類似の関係、 $Pa = NONa$  を定義することによって、 $O$  と  $P$  が結ばれる。 $O_1$  は「義務であるものがなされるのは義務である」と解釈される。また  $O_2$  は「義務であることをするのは許される」と、 $O_3$  は「 $b$  をせずに  $a$  をすることが禁じられているときには、 $a$  をするのが義務であるならば、 $b$  をするのも義務である」とそれぞれ読まれる。最後に  $O_4$  は「義務であるものによって必然的に内含されるものは、それ自身義務である」と解釈してよいであろう。これらの公理群の代りに、別の公理群を採用することも可能である。<sup>(14)</sup>

## 4 カントの原理の証明

以上の準備のもとに、いよいよカントの原理を証明する。その証明の過程を検討することによって、評価的、ノルム的なものの本質の一面が明らかになると思われるので、多少煩雑のきらいはあるけれども、証明の経路をたどってみよう。まず必要な命題論理の(論理)式を列挙しておこう。すなわち

- 1)  $(a \rightarrow b) \rightarrow ((b \rightarrow c) \rightarrow (a \rightarrow c))$
- 2)  $(a \rightarrow (b \rightarrow c)) \rightarrow (b \rightarrow (a \rightarrow c))$
- 3)  $a \rightarrow a$
- 4)  $a \rightarrow (b \rightarrow a)$
- 5)  $a \rightarrow NNa$
- 6)  $(a \rightarrow b) \rightarrow (Nb \rightarrow Na)$

1), 2) はともに3段論法の推論式である。3) は同値律である。これは自明であるように思われるが、厳密には証明を要する。<sup>(15)</sup> 4) は  $a$  が体系の法則であれば、それは任意の  $b$  から導き出されることを意味している。5) は2重否定律、6) は背理法 (reductio ad absurdum) である。これらの諸式が正しいことは、たとえば真理表という直観的なモデルを、その表現として考えることによって容易に理解できる。<sup>(16)</sup>

以上の命題論理の諸式と、様相論理の公理および推論規則を用いて、様相論理に関する次の2式 7), 8) が証明できる。すなわち

- 7)  $L(a \rightarrow a)$
- 8)  $La \rightarrow L(b \rightarrow a)$

7) の証明 3) によって  $a \rightarrow a$  は論理法則であるから、これに  $R_L : a \rightarrow La$  を適用すると、 $L(a \rightarrow a)$  は論理法則であることがわかる。

8) の証明 4) によって、 $a \rightarrow (b \rightarrow a)$  が成り立つから、これに  $R_L$  を適用すると、 $L(a \rightarrow (b \rightarrow a))$  が成り立つ。これにさらに  $L_2$  を使うと、 $L(a \rightarrow (b \rightarrow a)) \rightarrow (La \rightarrow L(b \rightarrow a))$  が成り立つ。この式に命題論理の分離規則 (これを以下  $R_d$  で表わす) を適用すると、 $La \rightarrow L(b \rightarrow a)$  が成り立つことがわかる。以下このよ

うな証明を図式的に次のように表わす。

- |   |             |
|---|-------------|
| 1. $a \rightarrow (b \rightarrow a)$  | 4)          |
| 2. $L(a \rightarrow (b \rightarrow a))$   | 4), $R_L$   |
| 3. $L(a \rightarrow (b \rightarrow a)) \rightarrow (La \rightarrow L(b \rightarrow a))$ | 2, $L_2$    |
| 4. $La \rightarrow L(b \rightarrow a)$  | 2, 3, $R_d$ |

以上の諸式に、さらに  $O_1 \sim O_4$  を適用すると、次の諸式 9) ~ 18) が証明できる。

- |  |                             |
|--|-----------------------------|
| 9) $Oa \rightarrow ONNa$                 | 14) $La \rightarrow Pa$     |
| 10) $Oa \rightarrow NNONNa$              | 15) $NPNa \rightarrow NLNa$ |
| 11) $Oa \rightarrow NPNa$                | 16) $Oa \rightarrow NLNa$   |
| 12) $La \rightarrow (Ob \rightarrow Oa)$ | 17) $Oa \rightarrow Ma$     |
| 13) $La \rightarrow Oa$                  | 18) $Pa \rightarrow Ma$     |

以下の証明図式においてある式、たとえば 8) 中の  $a$  という記号をすべて  $d$  で置き替え、またすべての  $b$  を  $e$  で置き換えることを図式的に

$$8) \quad a/d, b/e$$

と書き表わすことにする。<sup>(17)</sup>

9)  $Oa \rightarrow ONNa$  の証明

- |   |               |
|---|---------------|
| 1. $a \rightarrow NNa$                                      | 5)            |
| 2. $L(a \rightarrow NNa)$                                   | 1, $R_L$      |
| 3. $L(a \rightarrow NNa) \rightarrow (Oa \rightarrow ONNa)$ | $O_4$ $b/NNa$ |
| 4. $Oa \rightarrow ONNa$                                    | 2, 3, $R_d$   |

10)  $Oa \rightarrow NNONNa$  の証明

- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| 1. $Oa \rightarrow ONNa$  | 9)                          |
| 2. $(Oa \rightarrow ONNa) \rightarrow$<br>$((ONNa \rightarrow NNONNa) \rightarrow (Oa \rightarrow NNONNa))$ |                             |
|   | 1) $a/Oa, b/ONNa, c/NNONNa$ |
| 3. $(ONNa \rightarrow NNONNa) \rightarrow (Oa \rightarrow NNONNa)$  | 1, 2, $R_d$                 |

4.  $ONNa \rightarrow NNONNa$

5)  $a/ONNa$

5.  $Oa \rightarrow NNONNa$

3, 4,  $R_d$

11)  $Oa \rightarrow NPNa$  の証明

10) で定義によって,  $NON=P$  と置くと, 直ちに 11) がえられる。

12)  $La \rightarrow (Ob \rightarrow Oa)$  の証明

1.  $La \rightarrow L(b \rightarrow a)$

8)

2.  $L(b \rightarrow a) \rightarrow (Ob \rightarrow Oa)$

$O_d$   $a/b, b/a$

3.  $(La \rightarrow L(b \rightarrow a)) \rightarrow$

$((L(b \rightarrow a) \rightarrow (Ob \rightarrow Oa)) \rightarrow (La \rightarrow (Ob \rightarrow Oa)))$

1)  $a/La, b/L(b \rightarrow a), c/(Ob \rightarrow Oa)$

4.  $(L(b \rightarrow a) \rightarrow (Ob \rightarrow Oa)) \rightarrow (La \rightarrow (Ob \rightarrow Oa))$

1, 3,  $R_d$

5.  $La \rightarrow (Ob \rightarrow Oa)$

2, 4,  $R_d$

13)  $La \rightarrow Oa$  の証明

1.  $La \rightarrow (O(Oa \rightarrow a) \rightarrow Oa)$

12)  $b/(Oa \rightarrow a)$

2.  $(La \rightarrow (O(Oa \rightarrow a) \rightarrow Oa)) \rightarrow$

$(O(Oa \rightarrow a) \rightarrow (La \rightarrow Oa))$

2)  $a/La, b/O(Oa \rightarrow a), c/Oa$

3.  $O(Oa \rightarrow a) \rightarrow (La \rightarrow Oa)$

1, 2,  $R_d$

4.  $La \rightarrow Oa$

$O_i, 3, R_d$

14)  $La \rightarrow Pa$  の証明

1.  $La \rightarrow Oa$

13)

2.  $(La \rightarrow Oa) \rightarrow ((Oa \rightarrow Pa) \rightarrow (La \rightarrow Pa))$

1)  $a/La, b/Oa, c/Pa$

3.  $(Oa \rightarrow Pa) \rightarrow (La \rightarrow Pa)$

1, 2,  $R_d$

4.  $Oa \rightarrow Pa$   $O_2$   
 5.  $La \rightarrow Pa$  3, 4,  $R_x$

15)  $NPNa \rightarrow NLNa$  の証明

1.  $LNa \rightarrow PNa$  14)  $a/N\alpha$   
 2.  $(LNa \rightarrow PNa) \rightarrow (NPNa \rightarrow NLNa)$  6)  $a/LNa, b/PNa$   
 3.  $NPNa \rightarrow NLNa$  1, 2,  $R_d$

16)  $Oa \rightarrow NLNa$  の証明

1.  $Oa \rightarrow NPNa$  11)  
 2.  $(Oa \rightarrow NPNa) \rightarrow$   
      $((NPNa \rightarrow NLNa) \rightarrow (Oa \rightarrow NLNa))$   
     1)  $a/Oa, b/NPNa, c/NLNa$   
 3.  $(NPNa \rightarrow NLNa) \rightarrow (Oa \rightarrow NLNa)$  1, 2,  $R_d$   
 4.  $NPNa \rightarrow NLNa$  15)  
 5.  $Oa \rightarrow NLNa$  4, 3,  $R_d$

17)  $Oa \rightarrow Ma$  の証明は、 $M$  の定義  $M = NLN$  を、16) の  $NLN$  に代入すれば、直ちに 17) がえられる。

18)  $Pa \rightarrow Ma$  の証明

1.  $LNa \rightarrow ONa$  13)  $a/Na$   
 2.  $(LNa \rightarrow ONa) \rightarrow (NONa \rightarrow NLNa)$  6)  $a/LNa, b/ONa$   
 3.  $NONa \rightarrow NLNa$  1, 2,  $R_d$   
 4.  $Pa \rightarrow Ma$  3,  $NON = P, NLN = M$

## 5 ノルムと普遍性

上に述べた諸式の証明はいずれも簡単なものであるが、それらの証明の筋道

を検討することによって、これらの諸式の解釈を与えることができる。13) は「必然的なもの（避けられないもの）は義務である」を、14) は「避けられないものは許される」を、18) は「許されるものは可能である」をそれぞれ意味するものと解釈できる。17) は前述のカントの原理である。18) および 17) は最初に述べた (1) と (2) にはかならない<sup>(18)</sup>。そして 13) は様相論理の推論規則  $R_L$  に、deontic logic において対応する

$$a \rightarrow Oa$$

に相当する。そして我々は既にそれを、我々の行為に関する形式的理論の推論規則としては採用できない理由を示したのであった。しかるにそれが推論規則としてではないけれども、1つの定理として証明できるということは、どのように解したらよいであろうか。

プレイヤーによれば、カントの原理も、「避けられないものは許される」を意味する 14) も、その解釈は一般に合理的であるとみなしてよいのであるが、その証明はともに「避けられないものは義務である」を意味する 13) から導き出されている。しかるにこの 13)こそ多くの人によってかなりの疑惑や懸念をもって取り扱われている命題なのである。しかしながらこのような命題を承認しても、別に妨げにはならないのである。何故なら、もしそのような義務が存在するとすれば、それは常に満たされているからである<sup>(19)</sup>。

プレイヤーのこのような見解は、確かに 13) の有する難点を取り除くことができるように思われるのである。避けられないものを義務とみなすのは、我々の有する義務の見解と一致しないであろう。避けられない義務という概念が奇異に思われるのは、義務なるものがあるとすれば、それに我々が従うことも、従わないことも、それは我々の自由であると考えられているからである。そのいずれをとるかは我々次第であるようなものが義務である。しかるに避けられないものは我々の力ではいかんともすることができないのであるから、それは義務とは考えられないのは当然であった。そしてこの定理 13) はそのような我々の常識をくつがえし、したがって前述の議論と矛盾することになるのである。このようにここに現われた問題はノルム的なものの再検討を促すのである

が、プレイヤーの言っているように、必然的なものをも義務の中に含めること<sup>(20)</sup>によって、義務の概念を拡張すれば、そこには格別矛盾は起らないのである。deontic logic 自身が、命題論理や様相論理と矛盾しないように構成されているのであって、それは事実的、科学的なものと人間の評価的、ノルム的な行為とを統一的に把握することに相当するのである。ノルム的な行為は一応、事実的科学的なものとは別個の存在であるが、それは単にそれらに無関係なままに存在するのではなくて、ノルム的なものは特別の場合には、事実的なもの、必然的なものでもありうるように、事実的なものを含むように構成しうるのである。ノルム的なものにはそのような柔軟性が存在するのである。このように考えれば前述の存在とノルムの関係いかにという問題にも、1つの解決を与えることができるのではあるまいか。

命題 13) および 14) に関してアンダーソンも、これらの定理は deontic な様相の解釈の変更を、あるいは少なくとも拡張を強いるのであって、 $Oa$  を、 $a$  は義務であるかまたは必然であるかである、と解すべきであると言っている。さらに彼によると、同様に  $Pa$  は、 $a$  は許されるかまたは避けられないかであると解されるのであるが、このような解釈が英語の 'obligatory' や 'permitted' という言葉の普通の用法と一致するかどうかを論ずるのは困難である。そこで彼はさらに純粋な義務だけを表わす演算子 'O' の採用を提案しているのである。<sup>(21)</sup>

カントの原理は、命題 13), 14) を使用して証明されるのであるが、以上のような考察によって、ノルム的なものが単なる感情の表現ではなくて、それ独自の形式的客観性を有しうることを見てきたのである。このような独自性は必ずしも deontic logic によらねば理解しえないというわけではない。たとえば N. ハルトマンは「倫理学」において、倫理的なものの独自性にある程度触れているように思われるのである。<sup>(22)</sup>しかし彼の考えの根底には、自然法則の客観性と同質的な価値の客観性が前提されていると思われるので、それが妨げとなって、せっかくの彼の洞察も生かされていないのである。この点に関して、deontic logic は近代論理学の十分な反省の上に構想されたものであるから、論



理実証主義的な形而上学的前提にとらわれずに、人間の行為の形式をある程度正しく把握しうるように思われるのである。そしてもともと現実的な英米の思想をその地盤としているから、それは形而上学的に中立を保ち易いという利点をも有している。アンダーソンも言っているように、deontic logic はまだ不完全ではあるが、それは人間の行為の形式的な把握を可能ならしめるものを含んでいると言っている<sup>(23)</sup>のである。

そこでさらに deontic logic の性格に、立ち入って検討を要する問題が含まれているのを見てみよう。ライトによると deontic logic は行為の(様相)論理の枠内に、その固有の位置を有している<sup>(24)</sup>とされている。チゾルム(R. M. Chisholm)は、ライトのこの見解を承認するにもかかわらず、しかもなおライトの考えの中には首尾一貫しない点が存在すると言っている。そしてそれは彼によると、ライトが deontic logic を心理学的に考察し、それに対して様相論理を非心理学的に見ているように思われる点である。deontic logic の心理学的な解釈によると、 $Pa$  は「 $a$  は許される」と解されるのであるが、それは  $a$  が誰かによって、あるいは法律によって、または国家によって許されることを意味している。しかしそうだとすると、そのときには deontic logic によって採用されている公理は、真であるとは認められないのである。ライトが考えているように、deontic logic が人間の作った法律に関係しているのであれば、その法律は  $a$  をも非  $a$  をもともに禁ずるようなものではないであろうということは承認できないし、それはまた  $a \vee b$  を許可するのに、しかも  $a$  と  $b$  をともに禁ずるようなものではないであろう、ということをも認めることはできないのである。しかしもし  $Pa$  を、非心理学的に「 $a$  は道徳的には悪ではない」と読む<sup>(25)</sup>のであれば、たぶんライトの公理は真であろう。

チゾルムのライトに対する上の批判には、正当なものが含まれているように思われる。チゾルムの言わんとすることは、deontic logic が心理学的に解釈できるのであれば、それは厳密な意味において矛盾を許さないようなものではなくて、なくなってしまおうということであろう。すなわちそのときには deontic logic は、論理学の根本的な特徴である普遍妥当性を失ってしまうことになる。しかるに

それが道徳的な内容を有するものであれば、「……すべし」という拘束は普遍的に妥当することになるのである。

上のようなチゾルムの批判に対してライトは、自分はチゾルムが言っているほどには、deontic logicをもっぱら心理学的に考えているとは思わないけれども、自分の思想の定式化が、不幸にして適切さを欠いたがために、そのような印象を与えたかもしれないが、そのような心理学的解釈を、deontic logic の概念中に含めてもよいと考えている、と言っているのである。<sup>(26)</sup> このライトの言葉によると、ライトはチゾルムの批判を部分的に認めているにもかかわらず、しかもなお自分の見解の正しさをも主張しているのである。ライトの考えによれば、deontic logic の原理は人間が作った法律（ノルムの秩序）に対しても真なのであって、同一主体に、同一事態において、チゾルムの言っているような互いに矛盾する行為の様式を、同時に禁ずる立法者は自己矛盾に陥っており、自己矛盾を犯している立法者が発する禁止は、真実の禁止ではないのである。

このようなライトの反批判をどのように考えたらよいであろうか。ライトは自己矛盾を犯している法律的行为は、真実の法律的行为ではないと言っているのであるが、しかもそのような行為は言語活動に違いないし、しかも有用でさえあると言うのである。このようなライトの考えは、法律に関係する人間の行為が、厳密な論理性を持たない場合があることを認めることになり、その場合その行為は心理的には可能な行為ではあっても、普遍性を有しない行為であるということになる。したがってライトは deontic logic を心理学的に考えているという、チゾルムの批判はある程度あたってることになる。

道徳的なものは普遍性を有し、これに対して法律的行为は必ずしも普遍性を持たないという考えは、しばしば表明される見解であるが、はたしてそれは正しいであろうか。このチゾルムのような見解はヘヤー (R. Hare) にも見られる。ヘヤーによると、道徳的、美的、技術的な各判断は普遍化できるけれども、法律的行为はそうではないのである。法律的行为においては「……すべし(ought…)」とは言えないのである。そこではたとえば現実のイギリス国民に対する法律は存在するが、それは他国民に対しては拘束力を持つとは限らな

<sup>(27)</sup>  
いからである。

すべての人を拘束する道徳的判断の普遍性とはどのようなものであろうか。それは実は普遍的に成り立つ自然法則の持つ拘束性のようなものであろう。しかしそうだとすると、そのような普遍性は道徳的判断に対して成り立つとは考えられないことは、既に述べたとおりである。そのような意味の普遍性は道徳的判断には存在しない。ヘヤーにおいても普遍化できるという概念には、このような問題点が存在するのである。そしてそのような普遍性が道徳的判断には存在しないと考えると、この点に関しては実は法律的判断も同じことであることになる。

この点に関してロス<sup>(28)</sup>は次のようにヘヤーを批判している。すなわちヘヤーは、ノルムは誰にでも関わる時に普遍的であると前提しているように思われるが、主体の決定（規定）や状況の決定の間の不明瞭さや任意性に気づいているようには思われない。それは、法律的规定は特殊な司法権に暗に関係しているから、それは普遍化できないというヘヤーの主張によってわかるのである。しかし私の考えによれば、イギリスの司法権に従うある状況の下におけるすべての人に、このノルムが適用されるように定式化するのを妨げる何者も存在しないのである。<sup>(28)</sup>ここでは普遍的なノルムとそうでないノルムの区別が問題になっているのであるが、たとえばライトは、ノルムに従って規定される主体に関して、ノルムが1人の特定の人に発せられるときには、それを‘particular’と呼び、それが例外なしにすべての人に発せられるか、あるいはある記述を満足するすべての人に発せられるときに、それを‘general’<sup>(29)</sup>と呼んでいる。これに対してロスは、ライトのこのようなノルムの区別が明確でないとして、次のように主張している。すなわちノルムの主体がいかに決定（規定）されるかに応じて、個別的なノルムと普遍的なノルムが区別されるのである。ノルムの主体が閉じたクラス（closed class）、すなわちその成員が時間とともに論理的に変ることがありえないクラスとして指定されるときには、その主体は個別的に決定されるのである。ノルムの主体が個別的に決定されるようなノルムを、個別的ノルムと言うのである。そして主体が個別的に決定されないならば、一般的に（generically）

あるいは普遍的に主体は決定されるのである。一般的に主体が決定される場合には、その主体はある性質によって定義される開いたクラス (open class) なの<sup>(30)</sup>である。

以上のようなロスの見解によっても、道德の普遍性と法律の非普遍性という区別が、決して自明なものではないことがわかると言ってもよいであろう。むしろロスの上の見解によって、主体の個別的な規定ないしは普遍的な規定という区別に関する問題が解決したというわけではない。がしかし今ここではこの問題には立ち入らないことにする。

## 6 形式と本質

ライトにおける deontic logic の解釈の、論理的な面と心理的な側面の区別の問題が、道德的なものと法律的なものとの違いに関係することを見てきたのであるが、ライトにおける deontic logic の心理学的解釈の承認は、実は deontic logic の基本的な性格に関係しているのである。deontic logic がライトのような心理的な解釈を許すということは、それが人間の行為の心理的、科学的な研究の延長上にあることを示しているとも言えるのである。それは人間の評価的なしかも社会的な行為を、ノルムという観点から形式化したものなのである。したがってそれは、まず形式的な行為決定の原理が存在して、それがより具体的なものによって表現されたというのとは異なるように思われるのである。ノルムは、現実の具体的な人間の行為に、現実に存在しているものが形式化されたのである。「 $a$  をなすべきである」という命題が  $Oa$  と形式化されても、それは必ずしも「べし」とは何か、その本質をどのように考えるべきか、などという問題を取り扱うとは限らないのである。現実に人間が「……すべし」という形で行為の拘束を行っているという事実があれば、それ以上の哲学的・倫理的な解明を行う必要は必ずしもないのである。それが deontic logic が、心理学や社会学の延長上にあると考えられる理由なのである。確かにノルムは自然法則的な存在と矛盾なしに存在しうるのである。そしてそれだけでノルムを形式化するのには十分なのである。どのようなノルムがより適切であるとか好ま

しいかなどという問題を、それは取り扱うとは限らないのである。そして科学的な研究であればそれでよいのであって、それ以上のものは必要でないのである。法律的なものに deontic logic が適用できるとするアンダーソンの見解は承認できるものであるが、彼の研究は主として社会学的な観点からなされているのも、deontic logic の性格を示しているように思われるのである。したがって deontic logic の定理として証明される「なすべきことはできる」というカントの原理は「できないことはすべきでない」というのと同値であるが、できないというのは自然法則に矛盾するからできないということなのであって、自然法則に矛盾さえしなければ、可能なものの中の何をなすべきかに関しては何の発言もしないのである。カントの原理は、カントが意図したような内容のカントの原理と形式を同じくするだけであって、その内容はカントの意図とは全く離れてしまっているのである。そしてそれはカント自身が自然法則的なものと、道徳的なものの違いを本質的に明らかになしえなかった以上は、むしろ当然であるとも言えるのである。

deontic logic に現われる「義務」や「許可」や「禁止」は、人間の行為が受動的に規定される仕方の一面をむしろ科学的な立場に近い見方から形式化したものと言えよう。これに対して人間の行為はどのように規定されるのが望ましいか、あるいはそれは本質的に何によって規定されるのかという能動的な、あるいは哲学的、倫理的な行為の決定の原理の研究が問題になる。そしてそれは選取の原理を論ずることによってなされる。選取の原理にも科学的な面と哲学的な側面が存在する。しかしその取り扱いが独立になされる必要があるのである。

(1) A. Ross, *Directives and Norms*, 1968, p. 139, footnote 1.

(2) preference を、choice や selection と区別するために、選取と訳した。

(3) G. H. von Wright, 1) *The Logic of Action—A Sketch*, p. 136, in the *Logic of Decision and Action*, 1967, N. Rescher ed. 以下この書物を LDA と略記して引用する。

(4) J. v. Neumann and O. Morgenstern, *Theory of Games and Economic Behavior*, 1953, Chap. I, §3, および Appendix.

- R. D. Luce and H. Raiffa, *Games and Decision*, 1957, Chap. 2, および Appendix 1.
- (5) von Wright, 1) p. 134.
- (6) von Wright, 1) p. 133.
- (7) von Wright, 1) p. 134.
- (8) von Wright, 2) *Norm and Action*, 1963, p. 110.
- (9) von Wright, 1) p. 135.
- (10) カントの原理の証明の方針については A. N. Prior, 1) *Escapism: the Logical Basis of Ethics*, pp. 136~137, in *Essays in Moral Philosophy*, 1958, A. I. Melden ed. を参照。なお別の形におけるカントの原理の証明の提示については, A. N. Prior, 2) *Formal Logic*, 1955, pp. 223~224 を参照。
- (11) A. R. Anderson and O. K. Moore, *The Formal Analysis of Normative Concepts*, 1957, p. 325, in *Contemporary Readings in Logical Theory*, 1967, I. M. Copi and J. A. Gould eds. を参照。
- (12) 分離規則については, たとえば I. M. Bocheński und A. Menne, *Grundriss der Logistik*, 2 erweiterte Aufl., 1962, S. 45, I. M. Bocheński, *Die zeitgenössischen Denkmethode*, 1954, S. 97, A. N. Prior, 2) *Formal Logic*, p. 25 などを参照。
- (13) A. N. Prior, 2) p. 222 参照。  $a \rightarrow Oa$  は, 「すべてが許されるとは限らない」という公理を付け加えれば, 他の公理から証明できることも, そこに述べられている。しかしこのような公理を追加するのが適当であるかどうかは, また別の問題になる。
- (14) von Wright, 1) p. 134 では,  $A_1: Pa \vee (PNa)$ ,  $A_2: P(a \vee b) \leftrightarrow (Pa \vee Pb)$  が, A. N. Prior, 2) p. 221 ではこの  $A_2$  と  $O_2$  が公理として用いられている。  $A_1 \leftrightarrow O_2$  は容易に証明できる。  $A_1 \rightarrow O_2$  の証明は, A. R. Anderson, *The Formal Analysis of Normative Systems*, 1956, p. 169, in LDA に与えられている。  $O_2 \rightarrow A_1$  の証明は, Anderson のこの証明をほとんどそのまま逆にたどればよい。なお Anderson のこの論文においても, また彼と Moore の共同執筆の前掲論文においても, Wright と同じ公理群  $A_1, A_2$  が用いられている。
- (15) 証明はたとえば S. C. Kleene, 1) *Introduction to Metamathematics*, 1952, p. 85, または S. C. Kleene, 2) *Mathematical Logic*, 1967, p. 16, theorem 2, および p. 34, などを参照。
- (16) 形式的, 抽象的なものを, より具体的, 直観的なものに同型に写像したとき, より具体的なものを, 形式的なもののモデルと言うのである。あるいはモデルを表現, 解釈などとも言う。モデルについては S. C. Kleene, 1) p. 25, pp. 53~54, Kleene, 2) pp. 33~34 を, 同型写像については弥永昌吉, 小平邦彦著「現代数学概説 I」を, 同型(関係)については Bocheński, Menne, 前掲書 S. 88 f. を参照。なおこれらの概念およびそれらと密接な関係を有する論理学の代数化については R. C. Lyndon, *Notes on Logic*, 1966 を参照。
- (17) この置換記号についても, Bocheński, Menne, 前掲書 S. 45, Bocheński 前掲書 S. 97, Prior, 2) p. 24, などを参照。

- (18) カントの原理とならんで (18) の式も, Anderson の前掲論文 p. 183 においては同じ比重をもって取り扱われている。
- (19) A. N. Prior, 1) pp. 137~138.
- (20) Prior, 2) においてはカントの原理は 14) に相当する式から導き出されている。そして 13) に対応する式が推論規則  $RD_2 : a \rightarrow Oa$  として挙げられているが, カントの原理の証明にはこの  $RD_2$  は用いられていない。
- (21) A. R. Anderson, 前掲論文, pp. 182~183.
- (22) N. Hartmann, Ethik, 2 Aufl., 1949.
- (23) A. R. Anderson, 前掲論文, § X.
- (24) von Wright, 1) p. 134.
- (25) R. M. Chisholm, A Comments on von Wright's "The Logic of Action", p. 138, in LDA.
- (26) von Wright, 3) Reply to Comments, p. 144, in LDA.
- (27) R. Hare, Freedom and Reason, 1963, pp. 35~36.
- (28) A. Ross, 前掲書, p. 110, footnote 2.
- (29) von Wright, 2) pp. 77~78.
- (30) A. Ross, 前掲書, pp. 109~110.
- (31) A. R. Anderson, 前掲論文, p. 200.